第 八 管 区 海 上 保 安 本 部 公 示 第 ７６ 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第８条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和８年１０月３０日

第八管区海上保安本部長

丹野　博信（公印省略）

１　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名称　米子市

（２）住所　鳥取県米子市加茂町一丁目１番地

２　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区域　皆生漁港（別添付図参照）

（２）期間　許可日（令和８年１０月３０日）から令和９年３月３１日までのうち２日間

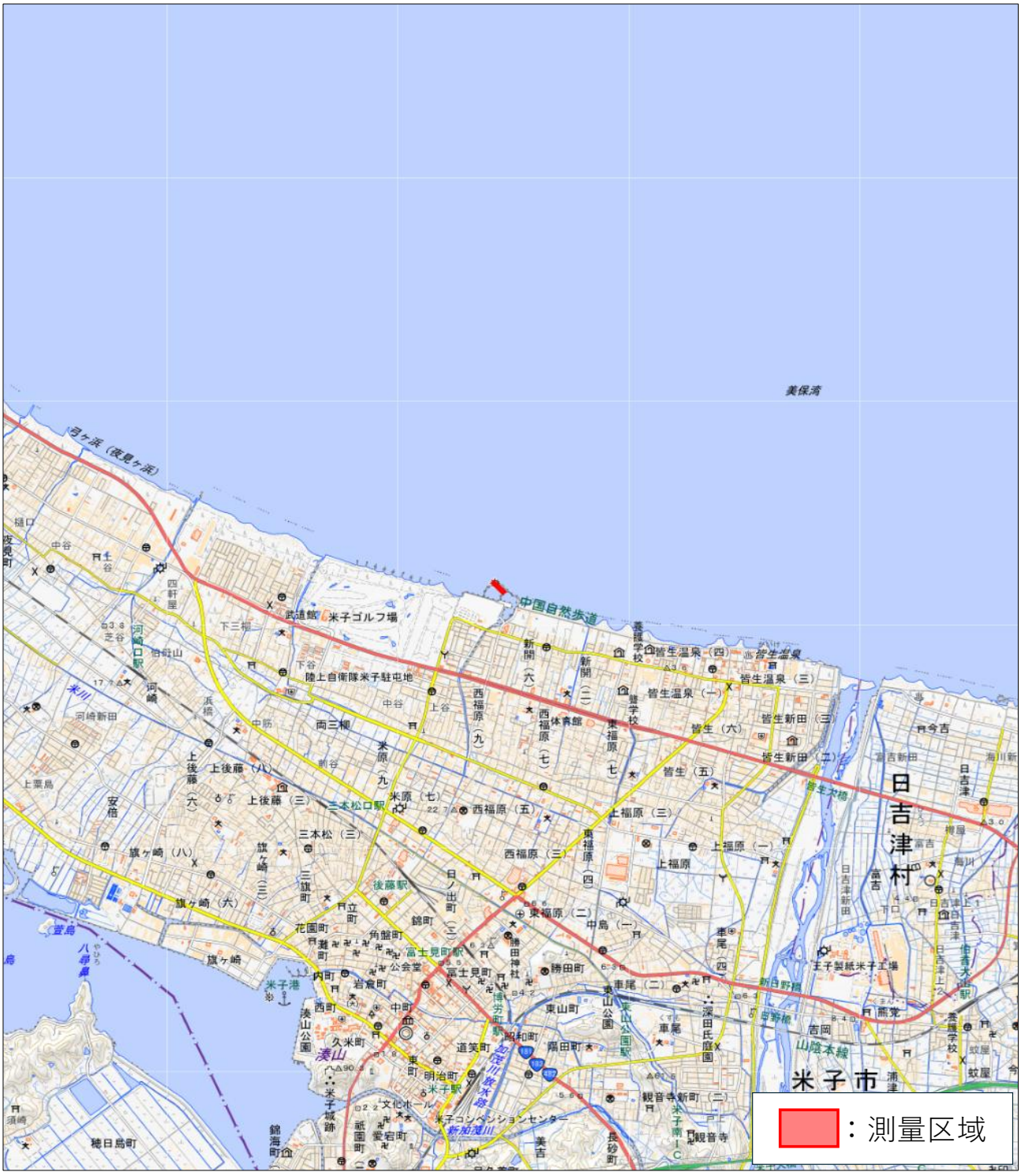
３　水路測量の実施方法

記帳式（距離）による測位、電子レベル及び標尺による測深

４　航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶等は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第６条に定める標識を掲揚する

付　図


美保湾
弓ヶ浜（後見ヶ浜）
中国自然歩道
米子ゴルフ場
陸上自衛隊米子駐屯地
皆生温泉（一）
皆生温泉（二）
皆生温泉（三）
皆生温泉（四）
皆生（五）
皆生（六）
皆生新田（一）
皆生新田（二）
皆生新田（三）
日吉津村
米子市
三本松口駅
後藤駅
富士見町駅
米子駅
米子港
新加茂川
：測量区域